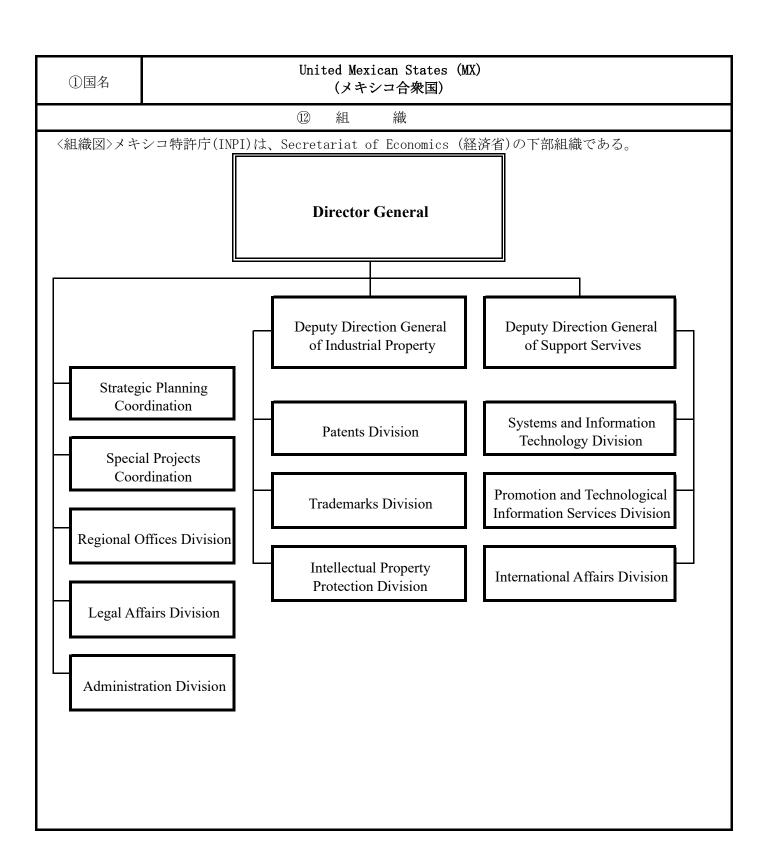
①国名	United Mexican States (MX) (メキシコ合衆国)					
②名称	Mexican Institute of Industrial Property					
③所在地	Periferico Sur C.P. 01900, Mes		nia Jardines del	Pedregal Delegac	cion Alvaro Obregon,	
④連絡先	(E-mail) <u>relaci</u>	(電話) (52) 55 56 24 04 01 /04 (FAX) (52) 55 56 24 04 06 (E-mail) relaciones.internacionales@impi.gob.mx (internet) https://www.gob.mx/impi/				
⑤組織の長	Director Genera	al : Mr. Santiag	go Nieto Castill	0		
⑥沿革	(1) 1832 年に商標及び著作権について規定した最初の法律「産業投資家又は改善者の権利に関する法律」が制定された。 (2) 1890 年 6 月 7 日に「特許法」が制定された。この法律は、フランス法の影響が大きかった。 (3) 1896 年 3 月に「特許法」の改正が行われた。 (4) 1903 年 8 月 25 日に、「工業所有権に関するパリ条約」(1883 年の原版)の影響を受けて「工業的、商業的標章に関する法律」が制定された。 (5) 1928 年 7 月 27 日に、工業所有権の近代的概念を取入れた「発明特許法」並びに「商標、標語及び商号法」が制定された。 (6) 1942 年 12 月 31 日に、「工業所有権と」が制定された。この法律は、制定から廃止されるまで、30 余年にわたり適用された。 (7) 1976 年 2 月 11 日に、「発明と商標に関する法律」が施行された。 (8) 1991 年 6 月 27 日に、現行法である「工業所有権の振興と保護に関する法律」が公布された。この法律は、1994 年 6 月 14 日可決の政令により大幅改訂され、法律名も「工業所有権法」に改められた。 (9) 1994 年 10 月 1 日、従前の商業・工業開発省の特許商標局から貿易・産業促進省所属機関としてメキシコ工業所有権機関(IMPI)が発足した。 (10) 1998 年に知的所有権の法的改革が、種々の条約と調和した法的枠組みにおいて実施された。 (11) 2010 年 6 月 28 日に 1991 年知財法をペースとする知財法の改正が行われ、2010 年 6 月 29 日から施行された。 (12) 2020 年 7 月 1 日に実用新案期限を 15 年、延長登録に採用、用途特許の採用などの知財法改正が行われ、2020 年 11 月 5 日から施行された。					
⑦所管	特許、実用新案、工業意匠及びひな型、商標、原産地名称、集積回路の回路配置の保護、営業秘密					
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)	
	1975/6/14	1967/6/11	1979/8/25	1991/2/27		
	ナイロヒ゛(オリンヒ゜ック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ	
	1985/5/16	1903/9/7		1973/12/21	1964/5/18	
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT (著作権)	WPPT (演奏及びレコード)	
			, 2	2002/3/6	2002/5/20	
	ブタペスト	ロンドンアクト	ヘーグ ヘーグアクト	ジュネーブアクト	リスボン	
	2001/3/21				1966/9/25	
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース	
		2013/2/16	1995/1/1	2001/1/26	2001/3/21	
	ストラスブール	ウィーン	WTO			
	2001/10/26	2001/1/26	1995/1/1			

①国名	United Mexican States (MX) (メキシコ合衆国)					
⑪統計データ	出願件数		2020年	2021年	2022年	2023年
		全数	14, 312	16, 161	16, 605	15, 630
	特許	(内 外国出願)	13, 180	15, 044	15, 622	14, 652
	1 4 ±⊥	(内日本から)	919	844	796	804
		(内 PCTルート)	11, 515	13, 003	13, 731	12, 567
	実用新案	全数	708	706	608	589
	大川利米	(内 外国出願)	69	79	61	75
		全数	3, 498	4, 093	3, 667	3, 991
	意匠	(内 外国出願)	2, 448	2, 868	2, 647	2, 906
		(内日本から)	201	88	114	115
	商標	全数	148, 100	180, 473	176, 544	190, 822
		(内 外国出願)	29, 775	38, 466	38, 663	37, 931
		(内日本から)	878	842	985	905
	登録件数		2020年	2021年	2022 年	2023年
	特許	全数	7, 726	10, 369	9, 698	10, 471
		(内 外国出願)	7, 329	9, 751	9, 191	9,896
		(内日本から)	659	780	786	887
		(内 PCTルート)	6, 700	9, 063	8, 574	9, 261
	実用新案	全数	177	357	318	262
		(内 外国出願)	50	58	63	41
	意匠	全数	2, 426	3, 768	3, 357	3, 288
		(内 外国出願)	1,835	3, 112	2, 720	2, 634
		(内日本から)	139	214	120	98
		全数	126, 760	133, 132	114, 220	141, 543
	商標	(内 外国出願)	32, 831	34, 804	32, 402	37, 115
		(内日本から)	1,012	929	917	978
	(出典): W	IPO IP Statistics				



①国名		United Mexican States (MX) (メキシコ合衆国)
特許制度	②最新特許法の施行年 月日	2020年7月1日施行 (2010年産業財産改正法の改正)
	③地理的効力の範囲	メキシコ国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	発明者又は発明者の権原継承者(産業財産法第92条)
	⑥現地代理人の必要性	無。ただし、すべての申立には、申立人が国内で通知を受け取るため
	及び代理人の資格	の住所と電子メールを指定する必要がある。(産業財産法第 17 条)
	⑦出願言語	スペイン語(他の言語で作成された書面を提出する場合には、スペイン 語の翻訳文を添付しなければならない) (産業財産法第13条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。特許審査の不合理な遅延により出願日から特許査定までの期間が5年を超える場合、利害関係人は、存続期間を調整するための補充証明書の交付を請求できる。 (産業財産法第53条、第126条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物(産業財産法第45条、51条)
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。 (産業財産法第52条) 発明者、その承継人又は情報を入手した第三者による直接的又は間接 的な開示の日から12月。ただし、国内外の産業財産庁による公表は含 まれない。
	①非特許対象	次の事項が規定されている。 (1) 発見、理論的又は科学的原理 (2) 数学的方法 (3) 文学、芸術作品又はその他の美的創造物 (4) 知的活動の実行、ゲーム、経済活動又は事業を行うための枠組み、計画、規則及び方法 (5) コンピュータプログラム (6) 情報提供の方法 (7) 自然界に見出される生物学的及び遺伝学的材料 (8) 公知の発明の並置、公知の物の混合物、又はそれらの用途、形態、寸法又は材料の変更。ただし、当業者にとって自明でない工業上の効果又は用途を生み出すほどに、個別に機能できないように結合又は融合され、又はそれらの特定な性質又は機能が変更された場合を除く。 (9) 植物又は動物を生産し、繁殖させ、又は遺伝させるための生物学的方法 (10) 自然界に存在する生物学的及び遺伝学的物質 (11) 動植物の品種 (12) 人体及び人体を構成する要素 (13) 商業的実施が公序に反し又は何らかの法規定に抵触する発明 (14) 微生物の場合を除く、植物品種及び動物品種 (15) 植物又は動物を得るための本質的に生物学的な手順及びそれらの手順の結果として産生される産物 (16) ヒト又は動物の身体の外科処置又は治療処置の方法及びそれらに適用される診断方法 (17) 構成及び発達の相違する段階における人体、並びに全体的又は部分的な遺伝子配列を含む、その要素の単純な発見 (産業財産法第12条、第47条、第49条)
	⑫実体審査の有無及び 審査事項	有。 (産業財産法第 110 条)
	③審査請求制度の有無	無。

①国名	United Mexican States (MX) (メキシコ合衆国)				
特許制度	④優先審査制度・早期審査制度の有無	優先審査制度:無。			
	⑤出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から 18 月経過後に公報により公告(公開)される。また、出願人が請求すれば、より早期に公開される。 (産業財産法第 107 条)			
	⑥異議申立制度の有無	無。異議申立制度でははないが、官報への公開日から2月以内に、当該出願に関する情報を産業財産庁(INPI)に提供することができる。 (産業財産法第109条)			
	⑪無効審判制度の有無	有。何人も、公開日以降何時でも特許の無効を、産業財産庁(INPI)に 請求することができる。 (産業財産法第 154 条)			
	⑱実施義務	有。登録日から3年又は出願日から4年の何れか遅い方が経過した後において不実施の場合は、何人も強制実施権の設定を申請することができる。(産業財産法第146条)			
	19費用 単位 MXN (メキシュ・ペソ)	 [出願から登録までに掛かる費用] 出願料 4,550 MXN(審査請求料を含む) 登録料 3,099.84 MXN(優先権主張毎に) 補充証明書申請 3,091.60 MXN [特許権の維持に掛かる費用] 年金 1年-5年次 1,161.90 MXN(各年につき。) 			
		6年-10年次 1,360.69 MXN(各年につき。) 11年次- 1,536.99 MXN(各年につき。)			
	②料金減免措置の有無	有。出願人が、発明者(自然人)、中小企業、公的教育機関及び研究 所、並びに公的技術開発機関である場合には、納付金額が約50%が減 額される。			
	②PCT における国内料金減額措置の有無	有。自然人、国民又はメキシコの在外者は、送付手数料、国際出願手 数料及び調査手数料が 75%減額される。			

①国名		United Mexican States (MX) (メキシコ合衆国)
実用新案制度	②最新実用新案法の施 行年月日	2020年7月1日施行 (2010年産業財産改正法の改正)
	③地理的効力の範囲	メキシコ国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	考案者又は考案者の権原継承者(産業財産法第60条で準用する第92条)
	⑥現地代理人の必要性	無。ただし、すべての申立には、申立人が国内で通知を受け取るため
	及び代理人の資格	の住所と電子メールを指定する必要がある。(産業財産法第 17 条)
	⑦出願言語	スペイン語(他の言語で作成された書面を提出する場合には、スペイン 語の翻訳文を添付しなければならない) (産業財産法第13条)
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から 15 年(産業財産法第 62 条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物 (産業財産法第58条、第60条で準用する第45条(2))
	⑩ケ゛レースピ リオト゛	有。次の事項が規定されている。 (産業財産法第60条で準用する第52条)発明者、その承継人又は情報を入手した第三者による直接的又は間接的な開示の日から12月。ただし、国内外の産業財産庁による公表は含まれない。
	⑪不登録対象	(1) 実用新案の定義(物体,物品,装置及び道具の配列,形態,構造又は形状に関するもの)に合致しない考案 (2) 特許と同様の発明と認められないもの (3) 特許と同様の特許性を有さないもの (4) 内容が公序良俗に反する場合 (産業財産法第12条、第47条,第49条、第58条~第60条)
	⑫実体審査の有無及び	有。
	審査事項	(産業財産法第60条で準用する第110条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期 審査制度の有無	無。
	⑤出願公開制度の有無	有。方式に関する審査が承認された後、できる限り速やかに公開される。早期公開は請求できない (産業財産法第61条)
	⑥異議申立制度の有無	無。
	⑪無効審判制度の有無	有。何人も、公開日以降何時でも無効を請求することができる。 (産業財産法第 155 条)
	®実施義務	無。
	¹⁹ 費用単位 MXN	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 2,000.00 MXN(審査料を含む)
	(メキシュ・ペソ)	優先権主張料 61.00 MXN(優先権主張毎に) 実用新案登録証交付 661.79 MXN [実用新案権の維持に掛かる費用] 年金
		1年-3年次1,099.39 MXN(各年につき。)4年-6年次1,122.83 MXN(各年につき。)7年次以降1,290.36 MXN(各年につき。)
	20)料金減免措置の有無	有。考案者が出願人である場合、支払い金額の約50%が割引かれる。
	② PCT における国内料 金減額措置の有無	無。

①国名		United Mexican States (MX) (メキシコ合衆国)
意匠制度	②最新意匠法の施行年 月日	2020年7月1日施行 (2010年産業財産改正法の改正)
	③地理的効力の範囲	メキシコ国内のみ
	④他国制度との関係	ハーグ協定締約国
	⑤出願人資格	創作者又は創作者の権原継承者 (産業財産法第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条)
	⑥現地代理人の必要性 及び代理人の資格	無。ただし、すべての申立には、申立人が国内で通知を受け取るため の住所と電子メールを指定する必要がある。(産業財産法第 17 条)
	⑦出願言語	スペイン語(他の言語作成された書面を提出する場合には、スペイン語の翻訳文を添付しなければならない) (産業財産法第13条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から 5 年間存続、適用可能な手数料の納付を条件として最長計 25 年間まで、前記と同じ期間を続けて更新できる (産業財産法第 78 条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物 (産業財産法第 65 条、第 76 条で準用する第 45 条(2))
	⑩ グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。(産業財産法第52条、第76条) 発明者、その承継人又は情報を入手した第三者による直接的又は間接 的な開示の日から12月。ただし、国内外の産業財産庁による公表は含 まれない。
	①不登録対象	(1) 意匠の定義に該当しない産業図面及び産業ひな型 (2) 新規性及び産業上の利用可能性を欠く意匠 (3) 意匠の技術的考慮又は技術的作用が創作者の裁量的寄与を具現していない場合 (4) 公序良俗に反する内容(産業財産法第12条、第65条、第66条、第68条)
	⑫実体審査の有無	有。(産業財産法第76条で準用する第110条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	④優先審査制度・早期 審査制度の有無	無。 早期公開は請求できない (産業財産法第 77 条)
	⑤部分意匠制度の有無	有。物品の一部に含まれる意匠は登録可能。(産業財産法第 68 条)
	⑥関連意匠制度の有無	有。同一名称で識別でき、新規な特徴が同一で、一般的に同一の印象 を生じる場合複数の意匠を相互に関連する単一の意匠概念として取り 扱(産業財産法第72条)
	①「組物」の意匠制度 の有無	有。物品の複数の組み立て又は接続若しくは(産業財産法第 68 条) モジュラーシステム内での物品の接続を可能にすることを目的とした 形式の意匠
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(メキシコは、ロカルノ協定に加盟国)
	⑩出願公開制度の有無	有。方式に関する審査が承認された後,できる限り速やかに公開される。早期公開は請求できない。 (産業財産法第77条)
	②秘密意匠制度の有無有無	無。
	②異議申立制度の有無	無。
	②無効審判制度の有無	有。何人も、公開日以降何時でも無効を請求することができる。 (産業財産法第 156 条)
	②登録表示義務	無。

①国名	United Mexican States (MX) (メキシコ合衆国)		
意匠制度	②費用 [出願から登録までに掛かる費用]		
	単位	出願料	2,000.00 MXN(審査料を含む)
	MXN	設定登録料	5,770.45 MXN(初5年間を含む)
	(メキシコ・ペソ)	[意匠権の維持に掛	かる費用]
		存続期間更新料	5,926.75 MXN(各5年)
	②料金減免措置の有無	有。創作者が出願人	である場合、納付金額の約50%が割引かれる。

①国名		United Mexican States (MX) (メキシコ合衆国)
商標制度	②最新商標法の施行 年月日	2020年7月1日施行 (2010年産業財産改正法の改正)
	③地理的効力の範囲	メキシコ国内
	④他国制度との関係	マドリッド協定議定書締約国
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、証明商標、広告スローガン、商号 (産業財産法第 171 条、第 179 条、第 183 条、第 200 条、第 206 条)
	⑥商標の種類	名称,文字,数字,図形要素,色彩の組合せ及びホログラム。立体の形状。 商号及び会社名称又は企業名称。個人の固有名称。音、匂い。サイズ、デザイン、色、形、ラベル、包装、装飾を含む作用する複数イメージの要素若しくはその組み合わせ(産業財産法第172条)
	⑦出願人資格	商品/サービスを識別するために商標を使用若しくは商標の使用を 希望する者(自然人、法人)(産業財産法第 170 条)
	⑧権利付与の原則	先願主義(産業財産法第 173 条(20))
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要 性及び代理人の資格	無。ただし、すべての申立には、申立人が国内で通知を受け取るための住所と電子メールを指定する必要がある。(産業財産法第17条)
	⑪出願言語	スペイン語(他の言語で作成された書面を提出する場合には、スペイン語の翻訳文を添付しなければならない) (産業財産法第13条)
	②商標権の存続期間及び起算日	登録日から 10 年。10 年ごとに更新できる。(産業財産法第 178 条)
	③ク*レースピリオト*	無。
	④不登録対象	(1)商標の保護が求められる商品/サービスの技術的又は普通に用いられる名称,及び日常語や商慣行によって通常的又は一般的な要素となっている何らかの言葉,名称,句、又は図形要素(2)公知公用であるか,又は普通に使用されるようになっている立体形状,識別性を欠如する立体形状,及び商品/サービスの通常の,日常的な形状,又は商品若しくはサービスの性質又は機能によって定められる形状(3)公知公用であるホログラム及び識別性を欠如しているホログラム(4)標識であって,その特徴を全体として考慮すると,当該標識が区別することを意図する商品/サービスを説明しているもの(5)孤立した文字,数字又は色彩。(6)登録を受けることができない言葉の翻訳,态意的に変更された綴り又は人工的な構成,同様に登録を受けることができない標識の字訳(7)許可なしで複製又は模倣している標識:国家,州,地方自治体又は同等の行政区分の紋章,旗章若しくは記章,更には政府若しくは非政府機関の国際文書の,国際機関の,又は他の公的に承認された機関の,完全名称若しくは略称,記号,記章又はその他の標識並びにそれらの呼称(8)所轄官庁の許可なしで,メキシコ国によって採用される監督用若しくは証明用の公の記号若しくは印章、又は硬貨,銀行券,記念硬貨,又はメキシコ国内外の支払いの何らかの公的手段を複製若しくは模倣している標識(9)公的に承認された展示会,物産展,集会,文化行事又はスポーツ行事において授与される勲章、メダル又はその他の賞の名称,記号又は図式表示を複製又は模倣する標識(10)固有又は普通の地域及び地図,並びに住民の名称,地名,名詞又は形容詞であって,商品/サービスの出所を表示し,かつ,そのような出所に関する混同若しくは誤認を生じさせる可能性があるもの。

①国名		United Mexican States (MX) (メキシコ合衆国)
	4 不登録対象	(メキシコ合衆国) (11) 原産地名称、地理的表示及び商品の製造者しくは生産又はサービスの提供によって特徴づけられる場所の名称又は記号並びに「種類」、「様式」、「において生産される」等の表現及び消費者に対して混同を来し、又は不正競争を暗示する可能性のある同様な表現を伴うもの(12) 特異性があり、混同の虞がなく、かつ、商品の生産又はサービスの提供について知られている、所有者の同意が得られていない私いもの名称(13) 使用時に、提携関係の誤認の虞を来し、又は一般消費者への連携、誤解、混同、欺罔を引き起こす可能性のある。名声、認知、又は著名性を獲得した人々の名称、苗字、ニックネーム又は筆名。ただし、それらが、前記した着によって、又はその者若しくは対応する権利を有する者の明示の信意を得て使用されていない場合。(14) 文学作品又は芸術作品の権利者の明示的な許可なく、その名称と同一若しくは類似した名称又は用語、加えて、前記した作品の諸型は提携関係が存在するという正当化されていない信用に基因して、公衆を欺罔するか又は誤解させる可能性のある該当性又は認知をそれらの名称又は相語が有するとと、「15) 公衆を欺く又は誤解させる虞のある標識。(16) INPI がメキシコ国内において周知商標であると考えるか又は宣言した信章と同一又は類似する標識であって、登録請求される商標が以下に当り対る場合。(a) 周知商標の所有者との混同又は連携関係の誤認の虞を来すこと、(b) 周知商標の所有者との混同又は連携関係の誤認の虞を来すこと、(c) 周知商標の名声の喪失を来すこと、又は(d) 周知商標の顕著性を希釈化すること(17) INPI が著名と考える、又は著名と宣言した標章と同一又は類似している標識。(18) 登録処理が進行している間において、先に提出された標章又は同一若しくは販売又はサービスに適用されている登録された現行の商標と同一又は類似する標識であって、当時商標の発力に適用されている登録されたの関連者もしくは野の商品者が、対話商帯が、当該商標の保護や同一程と同一又は類似する自然人の固有名称、又は同一若しくは類似の商品者しくは類似する自然人の固有名称、又は同一者しくは類似の商品者しくは理似する自然人の固有名称、又は同一者可能性がある、保護植物品種及び動物品種について言及する名称又は
		要素を複製又は模倣する標識 (22) 不正に出願された標識。(産業財産法第 173 条、第 174 条)
	⑤防護標章制度の有無	無。
	⑥周知商標制度の有無	有。周知商標、著名商標には、次の要件が求められる。 (1) 周知商標:商標を使用する個人又は法人がメキシコ国内又はその他の国で展開する事業活動の結果として、又はその宣伝若しくは広告の結果として、メキシコの消費者又は商業部門の特定の一部において知られていること (2) 著名商標・消费者の大名物がある商標を登知している場合若して
		(2) 著名商標:消費者の大多数がある商標を承知している場合若しくは世界的な取引で普及又は認識されていること(産業財産法第190条)

		United Mexican States (MX)
①国名		(メキシコ合衆国)
商標制度	⑩一出願多区分制度の 有無	無。
	⑱実体審査の有無及び 審査事項	有。公開後1月を経過すると審査され得る。(産業財産法第225条)
	⑩審査請求制度の有無	無。
	②優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	②出願公開制度の有無	有。出願が受理されると,IMPI は,受理後 10 就業日以内に,当該受理 について官報に公告(公開)する。 (産業財産法第 221 条)
	②異議申立制度の有無	有。出願受理から 10 日後に公開され、公開から 1 月以内(延長不可)に、異議申立を行うことができる。(産業財産法第 221 条)
	③無効審判制度の有無	有。過誤登録等の無効理由は登録から 5 年以内に審判請求しなければ ならない。(産業財産法第 258 条)
	②不使用取消制度の有無	有。 3年。登録後、継続して3年を超える不使用は、不使用取消の 対象となる。(産業財産法第260条)
	⑤商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。(メキシコはニース協定加 盟国)
	36図形要素の分類	国際図形分類(ウィーン分類)を採用している。(メキシコはウィーン協定加盟国)
	②譲渡要件	無。商標権は営業の譲渡とは関係なく譲渡できる。 (産業財産法第 136 条)
	28費用	[出願から登録までに掛かる費用]
	単位	出願料 2,695.18 MXN(1区分につき。審査料を含む)
	MXN	[商標権の維持に掛かる費用]
		存続期間更新料 2,597.77 MXN(1区分につき)
	②料金減免措置の有無	有。出願人が個人である場合、納付金額の約 50%が割引かれる。